

## 「職業訓練ニーズの把握と戦略的カリキュラムの共同開発事業」募集要項

### 第1 業務の概要

#### 1 委託業務名

職業訓練ニーズの把握と戦略的カリキュラムの共同開発事業(以下、「本事業」という。)

#### 2 事業の目的

本事業は、京都府のものづくり産業分野を中心に訓練ニーズを調査し、地域産業の現状を把握するとともに、職業訓練の新規カリキュラムを開発することを目的とします。

#### 3 事業の委託

提案事業者(以下「事業者」という。)から提案のあった事業については、その妥当性や実施体制、費用対効果等に関して有識者の意見を聴取した上で採択し、当該事業(以下「委託事業」という。)の実施を委託するものとします。

### 第2 募集事業の概要

本事業の提案内容は、以下のとおりとします。

- 1 京都府地域訓練協議会地域戦略訓練カリキュラム検討部会の運営実施
- 2 対象企業の抽出とヒアリングに係るスケジュール調整
- 3 ヒアリングシート、ニーズ調査票の作成と調査結果の取りまとめ
- 4 予算の規模  
5, 399千円(消費税及び地方消費税含む)

### 第3 事業期間

本事業の実施期間は、契約締結日から平成27年2月27日までとします。

### 第4 事業者要件

事業の応募や契約に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 4 委託事業を的確に遂行できる能力を有すること。

### 第5 事業説明会

#### 1 開催日時

平成26年7月16日(水) 午後1時から2時まで

#### 2 開催場所 商工労働観光部会議室 (京都府庁旧本館2階)

## 第6 応募申請手続き

### 1 募集期間

平成26年7月14日（月）から平成26年7月18日（金）まで

### 2 提出場所

京都府商工労働観光部人づくり推進課(京都府庁2号館3階)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-5101

FAX 075-414-5092

### 3 提出方法

上記提出場所に持参又は郵送により提出のこと。

#### (1) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

#### (2) 郵送により提出する場合

募集期間の最終日午後5時15分必着とします。

### 4 提出書類 【各1部】

#### (1) 応募申請書（様式1）

#### (2) 法人にあつては商業登記簿謄本及び定款、個人にあつてはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書

#### (3) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（滞納がないことの証明書）

#### (4) 消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がないことの証明書）

## 第7 事業提案募集手続き

### 1 募集期間

平成26年7月14日（月）から平成26年7月25日（金）まで

### 2 提出場所

第6の2に同じ

### 3 提出方法

第6の3に同じ

（持参により提出する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

### 4 提出書類 【各7部（正本1部、副本6部）】

#### (1) 事業提案書

#### (2) 経費見積書

## 第8 事業提案に係る留意事項

### 1 事業提案書の作成にあたっては、少なくとも次に掲げる項目を明示してください。

#### (1) コンセプト

#### (2) 事業内容

ア 京都府地域訓練協議会地域戦略訓練カリキュラム検討部会の運営

イ 対象企業の選定及び調査の方法

- ウ ニーズ調査票（案）
- エ ヒアリングシート（案）
- オ 最終報告書（イメージ）

- (3) 業務執行体制（配置する職員の役職名、経験等含むこと）
  - (4) 業務スケジュール（平成26年秋の調査結果中間報告を含むこと）
  - (5) 同種業務の実績
- 2 応募申請手続き又は事業提案手続きに不正又は不備があった場合、失格又は無効となります。
  - 3 本募集要項については、京都府のホームページ(以下「ホームページ」という。)からダウンロードできるとともに、第6の2の提出場所でも入手できます。
  - 4 提出書類の作成・提出に必要な費用は、提出者負担となります。
  - 5 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
  - 6 事業提案、契約その他手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
  - 7 事業の募集に当たっての質疑がある場合は、募集期間の最終日から2日前の午後5時15分(必着)までに任意の様式により質疑の内容を記載し、郵送又はFAXで第6の2の提出場所に送付してください。

## 第9 提案事業の選定

### 1 書面審査

提出書類により、第4の事業者要件に適合しているかどうかを審査します。明瞭でない内容については個別に内容の確認や書類の提出を求める場合があります。

なお、書面審査の結果については、平成26年7月29日（火）までに事業者に対して通知します。

### 2 企画提案会の開催

書面審査の結果に基づき、企画提案会を平成26年7月中に開催します。

なお、開催日時、開催場所、説明時間及び出席者数の制限等については、平成26年7月29日（火）までに対象事業者に対して通知します。

### 3 事業内容審査基準

有効な提案に対し、以下に掲げる内容について有識者の意見を聴取し、事業目的の達成につながると認められる事業を採択します。

- (1) 今回の事業コンセプトに適合する事業であるかどうか。
- (2) 事業の実施体制が整っているかどうか、また、事業を円滑に遂行できる実績やノウハウを有しているかどうか。
- (3) 事業に係る費用が妥当な金額であるかどうか、また、本事業実施の見通しや必要となる資金の確保計画が妥当なものであるかどうか。

### 4 採択結果の連絡

採択結果については、平成26年7月31日（木）までに事業者に書面で通知します。

## 第10 採択の取消し

次のいずれかに該当する場合は、採択を取り消す場合があります。

- 1 提案者が偽って第4の事業者要件を満たすとして応募したことが発覚した場合又は応

募要件を満たさなくなった場合

- 2 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- 3 厚生労働省職業安定局雇用保険課長から事業者に対する再委託の承認が得られなかった場合

#### 第11 委託契約の締結

- 1 採択事業を提案した事業者から改めて事業に係る経費の見積書を徴取の上、契約を締結します。
- 2 委託費の支払いは事業終了後の精算払いとします。
- 3 契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施してください。

#### 第12 契約の解除

- 1 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない場合があります。
- 2 上記1により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることとなります。

#### 第13 適正な事務執行に係る留意事項

- 1 本事業が京都府との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めてください。
- 2 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府の監査委員や会計検査院の検査対象となる場合がありますので、事業者は検査に協力するとともに、積極的に事業の報告や説明責任を果たす必要があります。
- 3 本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料及び議事録等を作成してください。
- 4 事業の受託により得られた情報等については、委託事業終了後においても守秘義務があります。